

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東村山市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

東村山市長

公表日

令和2年12月15日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名番号の付番と管理 各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。</p> <p>2. 符号取得支援・確認 処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、業務・システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。</p> <p>4. 情報照会機能 各業務・システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。</p> <p>5. 宛名情報照会 団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 （ 中間サーバー ）</p>
システム4	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。</p> <p>地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システム(eLTAX)で受領する。</p> <p>1. 税務システムとの連携 審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、媒体にて以下のデータを税務システムと連携している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携: 申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ・税務システムから審査システム(eLTAX)への連携: プレ申告データ、特別徴収税額通知データ等 <p>2. 機能概要 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 （ 地方税ポータルセンタ(eLTAX) ）</p>
システム5	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
	<p>国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</p>

②システムの機能	<p>る。 国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ国税連携システム(eLTAX)に送付される。</p> <p>1. 機能概要 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。 また、他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送付する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>
システム6	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
住民税基本台帳ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第一省令第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第20条</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 課税課
②所属長の役職名	課税課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	東村山市民、東村山市民以外の課税対象者
その必要性	住民税の適正な賦課業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号、その他識別情報(内部番号) ・対象者を正確に特定するために保有 ○4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 ・対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ○国税関係情報 ・対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うために保有 ○地方税関係情報 ・住民税額を算出し、これに基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 ○医療保険関係情報 ・保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有 ○生活保護・社会福祉関係情報 ・生活保護関連の給付情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うために保有 ○災害関係情報 ・災害減免を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	市民部 課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、保険年金課、生活福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (公的年金等の支払者、国税庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与、報酬、配当、公的年金等の支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX))	
③使用目的 ※	各種賦課資料の取得、公平かつ適正な住民税額の算出をおこなうことを目的とする。	
④使用の主体	使用部署	市民部 課税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>1 各種申告書等の受付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告情報(確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、年金等支払報告書)から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。 ・住基情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。 ・医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報から非課税、控除を把握する。 <p>2 各種申告情報等から住民税の賦課、通知に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘、発送を依頼する。 <p>3 給与所得者の異動に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等を行う。 <p>4 証明書発行、更正に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民からの申請に基づき、地方税関係情報から課税・非課税証明書を発行する。 ・更正の必要を生じた場合には、地方税関係情報の税額を更新する。 <p>5 年金特別徴収対象者の異動に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基情報から、年金特別徴収対象者の異動を把握し、特別徴収の開始・中止等を決定する。 	
情報の突合	(1)住基情報と、申告情報、生活保護・社会福祉関係情報を突合して、非課税者を確認する。【上記1】 (2)住基情報と、申告情報を突合して、所得額、控除額を確認する。【上記1】 (3)住基情報、地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。【上記2】	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1 賦課資料のデータ入力業務	
①委託内容 賦課資料のデータ入力	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 日本情報産業 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項2 納税通知書印刷・封入・封緘業務	
①委託内容 納税通知書印刷・封入・封緘	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 株式会社 TLP	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項3 住民税システム保守業務	
①委託内容 システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 株式会社 日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項4 eLTAXシステムの運用管理業務委託	
①委託内容 電子申告データ(給与支払報告書、年金支払い報告書等)及び国税庁からの確定申告データ受信等の運用管理業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満

③委託先名		日本電気株式会社	3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法			
	⑥再委託事項			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (60) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (52) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号 別表第二に掲げる者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	別紙1を参照
②提供先における用途	別紙1を参照
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者、課税資料が提出された者及び前二者の扶養親族等のうち個人番号を有する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	番号法第9条第1号 別表第一に掲げる者(別紙2を参照)
①法令上の根拠	別紙2を参照
②移転先における用途	別紙2を参照
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者、課税資料が提出された者及び前二者の扶養親族等のうち個人番号を有する者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (庁内ネットワーク)
⑦時期・頻度	随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<東村山市における措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID/パスワードによる認証が必要。 ・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民税基本台帳ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.対象年度、4.履歴番号、5.サブ履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.地域台帳番号、15.世帯台帳番号、16.個人台帳番号、17.世帯番号、18.混合世帯番号、19.氏名カ、20.編集済氏名カ、21.氏名漢字、22.編集済氏名漢字、23.宛名郵便番号、24.宛名住所コード、25.宛名住所、26.宛名地番、27.宛名地番数値1、28.宛名地番数値2、29.宛名地番数値3、30.宛名方書カ、31.宛名方書漢字、32.世帯主氏名カ、33.世帯主氏名漢字、34.性別区分、35.生年月日、36.元号フラグ、37.続柄コード、38.続柄名称漢字、39.電話番号、40.宛名行政区コード、41.住民区分、42.宛名消除区分、43.宛名増減事由コード、44.増減異動日、45.記載順位、46.旧氏名カ、47.旧氏名漢字、48.外国人本名、49.検索用氏名カ、50.検索用旧氏名カ、51.遡り異動対象区分フラグ、52.遡り対象判定年月日、53.宛名番号、54.編集電話番号、55.申込年月日、56.振替区分、57.開始年月日、58.廃止年月日、59.口座停止日、60.停止解除日、61.銀行コード、62.支店コード、63.口座番号、64.通帳番号末番、65.預金種別区分、66.名義人カ、67.名義人漢字、68.送付開始年月日、69.送付終了年月日、70.送付先氏名カ、71.送付先氏名漢字、72.送付先郵便番号、73.送付先住所コード、74.送付先住所、75.送付先住所地番、76.送付先方書カ、77.送付先方書漢字、78.処理状況コード、79.決議フラグ、80.最新判定、81.仮最新判定、82.退避最新判定、83.通番、84.決議用処理年月日、85.決議年月日、86.世帯外区分該当コード、87.扶養者個人番号、88.配偶者個人番号、89.扶養専従区分該当コード、90.扶養区分該当コード、91.障害者区分該当コード、92.同居特障区分該当コード、93.同居老人区分該当コード、94.専従区分該当コード、95.専従申告区分該当コード、96.専従者給与入力フラグ、97.専従者給与所得額、98.合計所得入力フラグ、99.合計所得金額、100.決議起因決議用処理年月日、101.株式会社含む合計所得金額、102.履歴判定、103.徴収区分、104.住民税異動区分コード、105.異動年月日、106.住民税整理番号、107.賦課資料区分コード、108.書式区分、109.無職無収入コード、110.均等割区分、111.均等割パターン番号、112.入力区分、113.営業所得額、114.農業所得額、115.その他事業所得額、116.不動産所得額、117.利子所得額、118.配当所得フラグ、119.配当所得額、120.株式配当所得額、121.公募外貨配当所得額、122.公募他配当所得額、123.その他配当所得額、124.所得税配当所得額、125.所得税株式配当所得額、126.所得税公募外貨配当所得額、127.所得税公募他配当所得額、128.所得税その他配当所得額、129.給与所得額、130.主たる給与支払額、131.従たる給与支払額、132.給与支払額内数専従者給与額、133.特定支出控除額、134.雑所得額、135.公的年金支払額、136.年金雑所得額、137.その他雑所得額、138.総合譲渡短期所得額、139.総合譲渡短期差引額、140.総合譲渡長期所得額、141.総合譲渡長期差引額、142.総合譲渡分特別控除額、143.総合譲渡特別設定フラグ、144.総合譲渡逆算フラグ、145.一時所得額、146.一時差引額、147.総合一時所得額、148.短期一般所得額、149.短期一般差引額、150.短期一般特別控除額、151.短期軽減所得額、152.短期軽減差引額、153.短期軽減特別控除額、154.長期一般所得額、155.長期一般差引額、156.長期一般特別控除額、157.長期特定所得額、158.長期特定差引額、159.長期特定特別控除額、160.長期軽減所得額、161.長期軽減差引額、162.長期軽減特別控除額、163.長期特別所得額、164.長期特別差引額、165.長期特別特別控除額、166.土地等雑所得額、167.超短期所得額、168.株式譲渡所得額、169.株式譲渡一般分所得額、170.株式譲渡新規公開分所得額、171.株式譲渡特別控除額、172.商品先物取引所得額、173.山林所得額、174.山林特別控除額、175.退職所得額、176.退職所得控除額、177.退職支払額、178.市町村源泉退職所得額、179.都道府県源泉退職所得額、180.勤続年数、181.就職年月日、182.退職年月日、183.総合退職所得額、184.総合退職所得控除額、185.特例適用条文1、186.特例適用条文2、187.特例適用条文3、188.変動所得額、189.前年変動所得額、190.前々年変動所得額、191.臨時所得額、192.平均課税対象金額、193.免税所得額、194.肉用牛売却価格、195.肉用牛免税対象所得額、196.肉用牛免税対象外所得額、197.非課税所得額、198.申告0円所得区分01、199.申告0円所得区分02、200.申告0円所得区分03、201.申告0円所得区分04、202.申告0円所得区分05、203.申告0円所得区分06、204.申告0円所得区分07、205.申告0円所得区分08、206.申告0円所得区分09、207.申告0円所得区分10、208.最高所得区分、209.総所得金額、210.総所得金額等、211.所得税総所得金額、212.所得税合計所得金額、213.所得税総所得金額等、214.総所得損通所得額、215.総合短期損通所得額、216.総合長期損通所得額、217.短期一般損通所得額、218.短期軽減損通所得額、219.長期一般損通所得額、220.長期特定損通所得額、221.長期軽減損通所得額、222.長期特別損通所得額、223.土地等雑損通所得額、224.超短期損通所得額、225.山林損通所得額、226.株式譲渡損通所得額、227.商品先物取引損通所得額、228.退職損通所得額、229.所得税総所得損通所得額、230.所得税総合短期損通所得額、231.所得税総合長期損通所得額、232.所得税短期一般損通所得額、233.所得税短期軽減損通所得額、234.所得税長期一般損通所得額、235.所得税長期特定損通所得額、236.所得税長期軽減損通所得額、237.所得税長期特別損通所得額、238.所得税土地等雑損通所得額、239.所得税超短期損通所得額、240.所得税株式譲渡損通所得額、241.所得税商品先物取引損通所得額、242.所得税山林損通所得額、243.所得税退職損通所得額、244.雑損控除額、245.医療費控除額、246.社会保険料控除額、247.小規模共済控除額、248.生命保険料控除額、249.所得税生命保険料控除額、250.生命保険料支払額、251.個人年金保険料支払額、252.損害保険料控除額、253.所得税損害保険料控除額、254.損害保険料支払額、255.長期損害保険料支払額、256.寄付控除フラグ、257.寄付控除額、258.所得税寄付金控除額、259.合計控除額、260.所得税合計控除額、261.控対配該当コード、262.配偶者区分、263.配特有無区分フラグ、264.配偶者特別控除額、265.所得税配偶者特別控除額、266.配偶者合計所得金額、267.扶養一般該当人数、268.扶養年少該当人数、269.扶養特定該当人数、270.扶養老人該当人数、271.扶養同居老人該当人数、272.扶養特障該当人数、273.扶養同居特障該当人数、274.扶養普障該当人数、275.未成年該当コード、276.老年者該当コード、277.寡婦該当コード、278.障害者該当コード、279.勤労学生該当コード、280.住民税申告区分、281.本専区分、282.配専区分、283.青色専従該当人数、284.白色専従該当人数、285.専従者控除額、286.繰越損失額、287.純損失額、288.譲渡繰越損失額、289.雑損失額、290.特定株式損失額、291.当年純損失額、292.当年譲渡繰越損失額、293.当年雑損失額、294.当年特定株式損失額、295.前純損失額、296.前譲渡繰越損失額、297.前雑損失額、298.前特定株式損失額、299.前々純損失額、300.前々譲渡繰越損失額、301.前々雑損失額、302.前々特定株式損失額、303.所得税総所得課税額、304.所得税短期一般課税額、305.所得税短期軽減課税額、306.所得税長期一般課税額、307.所得税長期特定課税額、308.所得税長期軽減課税額、309.所得税長期特別課税額、310.所得税土地等雑課税額、311.所得税超短期課税額、312.所得税株式課税額、313.所得税商品先物取引課税額、314.所得税山林課税額、315.所得税退職課税額、316.総所得所得税額、317.短期一般所得税額、318.短期軽減所得税額、319.長期一般所得税額、320.長期特定所得税額、321.長期軽減所得税額、322.長期特別所得税額、323.土地等雑所得税額、324.超短期所得税額、325.株式所得税額、326.商品先物取引所得税額、327.山林所得税額、328.退職所得税額、329.所得税配当控除額、330.住宅借入金特別控除額、331.その他特別控除額、332.定率控除前所得税額、333.所得税災害減免額、334.所得税外国税額控除額、335.所得税特別減税額、336.所得税定率控除額、337.定率控除後所得税額、338.所得税額、339.所得税額チェックフラグ、340.総所得課税額、341.短期一般課税額、342.短期軽減課税額、343.長期一般課税額、344.長期特定課税額、345.長期軽減課税額、346.長期特別課税額、347.土地等雑課税額、348.超短期課税額、349.株式課税額、350.商品先物取引課税額、351.山林課税額、352.退職課税額、353.市町村総所得所得割額、354.市町村長期一般所得割額、355.市町村短期軽減所得割額、356.市町村長期一般所得割額、357.市町村長期特定所得割額、358.市町村長期軽減所得割額、359.市町村長期特別所得割額、360.市町村土地等雑所得割額、361.市町村超短期所得割額、362.市町村株式所得割額、363.市町村商品先物取引所得割額、364.市町村山林所得割額、365.市町村退職所得割額、366.市町村算出所得割額、367.市町村配当控除額、368.市町村外国税額控除額、369.市町村調整額、370.市町村特別減税額、371.市町村定率控除額、372.市町村免税額、373.市町村所得割額、374.市町村端数切捨所得割額、375.市町村特別減税前所得割額、376.市町村定率控除前所得割額、377.市町村均等割額、378.市町村民税額、379.都道府県総所得所得割額、380.都道府県短期一般所得割額、381.都道府県短期軽減所得割額、382.都道府県長期一般所得割額、383.都道

府県長期特定所得割額、384.都道府県長期軽課所得割額、385.都道府県長期特別所得割額、386.都道府県土地等雑所得割額、387.都道府県超短期所得割額、388.都道府県株式所得割額、389.都道府県商品先物取引所得割額、390.都道府県山林所得割額、391.都道府県退職所得割額、392.都道府県算出所得割額、393.都道府県配当控除額、394.都道府県外国税額控除額、395.都道府県調整額、396.都道府県特別減税額、397.都道府県定率控除額、398.都道府県免税額、399.都道府県所得割額、400.都道府県端数切捨所得割額、401.都道府県特別減税前所得割額、402.都道府県定率控除前所得割額、403.都道府県均等割額、404.都道府県民税額、405.課税非課税区分コード、406.所得割非課税フラグ、407.均等割非課税フラグ、408.年税額、409.市町村所得割減免額、410.市町村均等割減免額、411.都道府県所得割減免額、412.都道府県均等割減免額、413.予備金額1、414.予備金額2、415.予備金額3、416.予備金額4、417.予備金額5、418.予備項目1、419.予備項目2、420.予備項目3、421.予備項目4、422.予備項目5、423.退避用履歴判定、424.株式譲渡上場所得額、425.所得税株式譲渡上場所得額、426.所得税株式譲渡所得額、427.株式譲渡フラグ、428.株式譲渡上場損通所得額、429.所得税株式譲渡上場損通所得額、430.株式上場課税額、431.所得税株式上場課税額、432.肉牛軽減課税額、433.市町村株式上場所得割額、434.都道府県株式上場所得割額、435.市町村肉牛軽減所得割額、436.都道府県肉牛軽減所得割額、437.株式上場所得税額、438.肉牛軽減所得税額、439.先物取引損失額、440.当年先物取引損失額、441.前々先物取引損失額、442.前々先物取引損失額、443.配当割控除額、444.株式譲渡割控除額、445.市町村定率控除後所得割額、446.都道府県定率控除後所得割額、447.控除超過額、448.居住用特定譲渡所得額、449.居住用特定損失額、450.市町村株式譲渡配当割控除額、451.都道府県株式譲渡配当割控除額、452.市町村65歳以上の特例控除額、453.都道府県65歳以上の特例控除額、454.市町村調整控除額、455.都道府県調整控除額、456.市町村控除不足額、457.都道府県控除不足額、458.市町村内充当額、459.都道府県内充当額、460.市町村外充当額、461.都道府県外充当額、462.標準税率市町村総所得、463.標準税率市町村山林、464.標準税率市町村退職、465.標準税率市町村算出所得割、466.標準税率市町村調整額、467.標準税率定率控除前市町村所得割、468.標準税率定率控除後市町村所得割額、469.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、470.標準税率市町村所得割、471.標準税率市町村所得割端数切捨、472.標準税率市町村均等割、473.標準税率都道府県総所得、474.標準税率都道府県山林、475.標準税率都道府県退職、476.標準税率都道府県算出所得割、477.標準税率都道府県調整額、478.標準税率定率控除前都道府県所得割、479.標準税率定率控除後都道府県所得割額、480.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、481.標準税率都道府県所得割、482.標準税率都道府県所得割端数切捨、483.標準税率都道府県均等割、484.政党等寄付金特別控除額、485.耐震改修特別控除額、486.住宅借入金特別控除可能額、487.市町村住宅借入金特別控除可能額、488.都道府県住宅借入金特別控除可能額、489.市町村税源移譲減額、490.都道府県税源移譲減額、491.標準税率市町村税源移譲減額、492.標準税率都道府県税源移譲減額、493.国税更正日、494.登録区分、495.寄附金控除自治体分、496.寄附金控除都道府県指定分、497.寄附金控除市町村指定分、498.内私的年金支払額、499.住民税年金種別、500.基礎控除対象フラグ、501.市町村寄附金控除額、502.都道府県寄附金控除額、503.内年金フラグ、504.内特徴フラグ、505.三徴収フラグ、506.居住開始年月日、507.住宅控除区分、508.住宅借入金残高、509.居住開始年月日2、510.住宅控除区分2、511.住宅借入金残高2、512.山林純損失額、513.当年山林純損失額、514.前山林純損失額、515.前々山林純損失額、516.株式配当損失額、517.分離配当所得額、518.分離配当損通所得額、519.所得税分離配当損通所得額、520.投資等税額控除額、521.所得税肉牛軽減課税額、522.所得税分離配当課税額、523.分離配当課税額、524.所得税分離配当所得額、525.市町村分離配当所得割額、526.都道府県分離配当所得割額、527.年金本徴収フラグ、528.年金仮徴収月数、529.年金仮徴収期別税額、530.控除不足反映済額、531.徴収税額特徴分、532.市町村所得割額特徴分、533.市町村均等割額特徴分、534.都道府県所得割額特徴分、535.都道府県均等割額特徴分、536.徴収税額普徴分、537.市町村所得割額普徴分、538.市町村均等割額普徴分、539.都道府県所得割額普徴分、540.都道府県均等割額普徴分、541.徴収税額半額年金分、542.市町村所得割額半額年金分、543.市町村均等割額半額年金分、544.都道府県所得割額半額年金分、545.都道府県均等割額半額年金分、546.徴収税額年金分、547.市町村所得割額年金分、548.市町村均等割額年金分、549.都道府県所得割額年金分、550.都道府県均等割額年金分、551.標準税率徴収税額特徴分、552.標準税率市町村所得割額特徴分、553.標準税率市町村均等割額特徴分、554.標準税率都道府県所得割額特徴分、555.標準税率都道府県均等割額特徴分、556.標準税率徴収税額普徴分、557.標準税率市町村所得割額普徴分、558.標準税率市町村均等割額普徴分、559.標準税率都道府県所得割額普徴分、560.標準税率都道府県均等割額普徴分、561.標準税率徴収税額半額年金分、562.標準税率市町村所得割額半額年金分、563.標準税率市町村均等割額半額年金分、564.標準税率都道府県所得割額半額年金分、565.標準税率都道府県均等割額半額年金分、566.標準税率徴収税額年金分、567.標準税率市町村所得割額年金分、568.標準税率市町村均等割額年金分、569.標準税率都道府県所得割額年金分、570.標準税率都道府県均等割額年金分、571.年金内訳切替フラグ、572.徴収税額変更フラグ、573.特徴内訳保有フラグ、574.編集用予備項目、575.新生命保険料支払額、576.新個人年金保険料支払額、577.介護保険料支払額、578.予備金額6、579.予備金額7、580.予備金額8、581.予備金額9、582.予備金額10、583.予備項目6、584.予備項目7、585.予備項目8、586.予備項目9、587.予備項目10、588.寄附金控除特例分、589.市町村申告特例控除額、590.都道府県申告特例控除額、591.予備金額11、592.予備金額12、593.予備金額13、594.予備金額14、595.予備金額15、596.予備金額16、597.予備金額17、598.予備金額18、599.予備金額19、600.予備金額20、601.予備項目11、602.予備項目12、603.予備項目13、604.予備項目14、605.予備項目15、606.予備項目16、607.予備項目17、608.予備項目18、609.予備項目19、610.予備項目20、611.条約適用利子等所得額、612.条約適用配当等所得額、613.特例適用利子等所得額、614.特例適用配当等所得額、615.条約適

用利子等損通所得額、616.条約適用配当等損通所得額、617.特例適用利子等損通所得額、618.特例適用配当等損通所得額、619.条約適用利子等課税額、620.条約適用配当等課税額、621.特例適用利子等課税額、622.特例適用配当等課税額、623.条約適用利子等限度税率、624.条約適用配当等限度税率、625.市町村条約適用利子等所得割額、626.都道府県条約適用利子等所得割額、627.市町村条約適用配当等所得割額、628.都道府県条約適用配当等所得割額、629.市町村特例適用利子等所得割額、630.都道府県特例適用利子等所得割額、631.市町村特例適用配当等所得割額、632.都道府県特例適用配当等所得割額、633.所得税条約適用利子等限度税率、634.所得税条約適用配当等限度税率、635.所得税条約適用利子等損通所得額、636.所得税条約適用配当等損通所得額、637.所得税特例適用利子等損通所得額、638.所得税特例適用配当等損通所得額、639.所得税条約適用利子等課税額、640.所得税条約適用配当等課税額、641.所得税特例適用利子等課税額、642.所得税特例適用配当等課税額、643.条約適用利子等所得税額、644.条約適用配当等所得税額、645.特例適用利子等所得税額、646.特例適用配当等所得税額、647.予備金額21、648.予備金額22、649.予備金額23、650.予備金額24、651.予備金額25、652.予備金額26、653.予備金額27、654.予備金額28、655.予備金額29、656.予備金額30、657.1月1日時点宛名郵便番号、658.1月1日時点宛名住所コード、659.1月1日時点宛名住所、660.1月1日時点宛名地番、661.1月1日時点宛名地番数値1、662.1月1日時点宛名地番数値2、663.1月1日時点宛名地番数値3、664.1月1日時点宛名方書カナ、665.1月1日時点宛名方書漢字、666.使用区分、667.住民税メ01、668.住民税メ02、669.住民税メ03、670.住民税メ04、671.住民税メ05、672.住民税メ06、673.住民税メ07、674.住民税メ08、675.住民税メ09、676.住民税メ10、677.住民税メ11、678.住民税メ12、679.住民税メ13、680.住民税メ14、681.住民税メ15、682.メ注意フラグ、683.海外出張開始年月日、684.海外出張終了年月日、685.市内家族個人番号、686.市内家族メ氏名カナ、687.市内家族メ氏名漢字、688.申告書送付有無コード、689.申告書適用年月日、690.申告書送付理由コード、691.申告書送付メ、692.指定徴収区分、693.徴収事業所番号、694.住登外仮登録フラグ、695.原票番号、696.課税294条該当コード、697.生保該当フラグ、698.証明書発行停止フラグ、699.294条通知発送有無フラグ、700.294条通知自治体コード、701.294条通知自治体名称、702.課税事由連番、703.課税事由メコード、704.課税事由別住所区分、705.課税事由別郵便番号、706.課税事由別住所コード、707.課税事由別住所、708.課税事由別地番、709.課税事由別方書カナ、710.課税事由別方書、711.通知書番号、712.徴収データ内連番、713.徴収データ内サブ連番、714.事業所個人番号、715.住民税受給者番号、716.普徴事業所番号、717.住民税異動事由コード1、718.住民税異動事由コード2、719.還付加算用住民税更正事由、720.法定納期限等、721.変更開始月期、722.徴収済月期、723.併徴普徴変更期、724.併徴普徴徴収済期、725.随時処理フラグ、726.差引課税額、727.既課税額、728.期別06月01期税額、729.賦課年度01、730.納期限01、731.期別07月02期税額、732.賦課年度02、733.納期限02、734.期別08月03期税額、735.賦課年度03、736.納期限03、737.期別09月04期税額、738.賦課年度04、739.納期限04、740.期別10月05期税額、741.賦課年度05、742.納期限05、743.期別11月06期税額、744.賦課年度06、745.納期限06、746.期別12月07期税額、747.賦課年度07、748.納期限07、749.期別01月08期税額、750.賦課年度08、751.納期限08、752.期別02月09期税額、753.賦課年度09、754.納期限09、755.期別03月10期税額、756.賦課年度10、757.納期限10、758.期別04月11期税額、759.賦課年度11、760.納期限11、761.期別05月12期税額、762.賦課年度12、763.納期限12、764.期別13期税額、765.賦課年度13、766.納期限13、767.期別14期税額、768.賦課年度14、769.納期限14、770.期別15期税額、771.賦課年度15、772.納期限15、773.期別16期税額、774.賦課年度16、775.納期限16、776.期別17期税額、777.賦課年度17、778.納期限17、779.期別18期税額、780.賦課年度18、781.納期限18、782.収納過年度更正フラグ、783.充当額、784.還付額、785.期別06月01期充当、786.期別07月02期充当、787.期別08月03期充当、788.期別09月04期充当、789.期別10月05期充当、790.期別11月06期充当、791.期別12月07期充当、792.期別01月08期充当、793.期別02月09期充当、794.期別03月10期充当、795.期別04月11期充当、796.期別05月12期充当、797.期別13期充当、798.期別14期充当、799.期別15期充当、800.期別16期充当、801.期別17期充当、802.期別18期充当、803.返戻01期、804.返戻課税年度01、805.返戻納期限01、806.返戻02期、807.返戻課税年度02、808.返戻納期限02、809.返戻03期、810.返戻課税年度03、811.返戻納期限03、812.返戻04期、813.返戻課税年度04、814.返戻納期限04、815.返戻05期、816.返戻課税年度05、817.返戻納期限05、818.差引課税額年金分、819.期別06月01期税額年金分、820.期別07月02期税額年金分、821.期別08月03期税額年金分、822.期別09月04期税額年金分、823.期別10月05期税額年金分、824.徴収税額特徴内訳分、825.市町村所得割額特徴内訳分、826.市町村均等割額

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報の入手については、個人住民税システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、課税対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施し、対象者以外については本来の団体への申告を住民に伝えている。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて、課税対象者と合致するかを確認し、対象者以外の情報が存在した場合には本来の提出先団体へ回送処理を行っている。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている </div> <div>2) 十分である</div> </div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 : 庁内連携機能からの住基情報の入手については、入退室管理をしているデータセンター内のサーバ間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、アクセス権を有しない職員のなりすましによる入手への対策を施している。また、当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。 ・入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 : 入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 : 職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職種で適宜修正することで正確性を確保している。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 : 庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システム、申告支援システム及びその宛名機能について、個人番号を照会、閲覧する権限のないユーザーに対しては、個人番号が表示されないよう制御を行っている。 ・他業務への特定個人情報に係る照会及び連携においても、必要となる情報以上の連携をしないようシステムでの制御を行っている。 ・個人住民税システム、申告支援システムには、個人住民税賦課事務に関係のない情報は保有しない。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている </div> <div>2) 十分である</div> </div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <選択肢> 1) 行っている </div> <div>2) 行っていない</div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システム、申告支援システムへのアクセスにおいて、ユーザID/パスワードによる認証を実施し、ユーザIDにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワードには、有効期限の設定、同一又は類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。 ・ユーザID/パスワードを複数人で共有することを禁止している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発効・失効の管理

<p>その他の措置の内容</p>	<p>：識別情報（職員カード、ユーザID/パスワード）の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。</p> <p>：個人住民税システム、申告支援システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。</p> <p>・アクセス権限の管理 ：ユーザIDについては、セキュリティ責任者が定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。</p> <p>・特定個人情報の使用の記録 ：ユーザIDとともに、個人住民税システム、申告支援システムへのアクセス、操作（登録、更新、印刷、外部媒体への出力等）のアクセス記録をログとして保管している。 ：上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 ：各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。</p> <p>・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 ：バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンターでの作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しはセキュリティ責任者による承認を必須としている。 ：特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末及び特定の記録媒体への書き出しのみに限定している。 ：特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。 ：保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。 ：機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。 ：庁内の端末の持ち出しは、業務上どうしても必要な場合、情報セキュリティ管理者の許可を得て記録をとることとしている。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護慣例法規の遵守 ・委託先の責任者、委託内容、作業内容、作業場所の特定 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・市による検査 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置 <ul style="list-style-type: none"> : 委託先から他社への提供は認めていない。 : 情報資産を提供する際、必要に応じ暗号またはパスワードの設定を行っている。 : 必要に応じて、本市職員が現地調査を実施している。 ・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する措置 <ul style="list-style-type: none"> : 委託先から任意の様式により消去結果に係る報告書を提出してもらっている。 : 必要に応じて本市は現地調査・確認を行えることとしている。 		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体への提供(申告情報回送)については、複数職員による確認のうえ行っている。 ・国税連携での情報提供については、端末上で操作ログを取得している。 ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくものであり、それ以外の連携はできない。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置 <ul style="list-style-type: none"> : 他自治体への提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っており、また、複数職員による確認を行っている。 : 国税連携での情報提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っており、また、複数の職員による確認を行っている。 : 庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置 <ul style="list-style-type: none"> : 庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。 		



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><個人住民税システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの仕様(プレフィックス情報等)に基づき、当該事務で必要となる情報以外の入手は不可能。 ・中間サーバーへの情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握可能である。 <p><個人住民税システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 ・定められたルールに基づく入手を職員に周知、徹底している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー接続端末の情報照会機能(特定個人情報の情報照会及び情報提供受領)の利用にあ 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><個人住民税システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう個人住民税システムで担保している。 <p><個人住民税システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供に制限のある特定個人情報は、適切に不開示設定を行う実施手順を運用ルールに定め、当該ルールに従い実施している。 ・自動応答不可の特定個人情報の提供に当たっては、上長の承認を得た上で、提供を実施する運用を義務付けている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー接続端末の情報提供機能の利用にあたっては、事前に情報提供の内容について、上長の承認を得た上で、提供を実施する運用を義務付けている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
◆安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			

<個人住民税システムのソフトウェアにおける措置>

・中間サーバー-個人住民税システム間は、サーバ間通信に限定して安全性を確保している。

<中間サーバー-ソフトウェアにおける措置>

・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

<中間サーバー-プラットフォームにおける措置>

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

◆入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク

<個人住民税システムのソフトウェアにおける措置>

・中間サーバーの仕様(プレフィックス情報等)に基づき入手するため、入手した特定個人情報の正確性は個人住民税システムで担保されている。

・個人住民税システムで中間サーバーから特定個人情報を入手する際、文字コード、型等の変換の正確性をテストで担保している。

<中間サーバー-ソフトウェアにおける措置>

・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

<中間サーバーの運用における措置>

・中間サーバー-接続端末から情報提供を入手し、個人住民税システムへ登録する場合、複数の職員によるチェックを行って登録している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
◆物理的対策		

<p>その他の措置の内容</p>	<p><東村山市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を保管したPCは、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用している。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対策を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <p>◆技術的対策</p> <p><東村山市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ウィルスメール/スパムメール対策システムを導入している。 ・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p></p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている [] ^{<選択肢>} 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><東村山市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、新規採用及び職種変更職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・集合教育は必要に応じて実施している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する周知徹底を義務付けている。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 東村山市役所 市民部 総務課 情報公関係 電話：042-393-5111 FAX：042-390-6227 E-mail：soumu@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による書面の提出、並びに訂正請求においては、事実の記載について誤りが認められることを立証する書面の提示により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 東村山市役所 市民部 課税課 市民税係 電話：042-393-5111 FAX：042-397-0175 E-mail：kazei@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp
②対応方法	問合せ内容及びその対応について、記録に残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月15日	I 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第20条</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第20条</p>	事後	根拠規定見直しのため
令和2年12月15日	I 6保護実施機関における担当部署	課税課長 田口 輝男	市民部 課税課長	事後	役職名に変更のため
令和2年12月15日	II 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	賦課資料のパンチ入力業務	賦課資料のデータ入力業務	事後	表現の平易化のため
令和2年12月15日	II 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	株式会社 アグレックス	日本情報産業 株式会社	事前	事前通知事項
令和2年12月15日	II 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	東京ラインプリンタ 株式会社	株式会社 TLP	事前	事前通知事項
令和2年12月15日	II 5特定個人情報の提供・移転	提供を行っている (56) 件 移転を行っている (40) 件	提供を行っている (60) 件 移転を行っている (52) 件	事後	根拠規定等見直しのため
令和2年12月15日	II 5特定個人情報の提供・移転(別紙1)			事後	根拠規定見直しのため
令和2年12月15日	II 5特定個人情報の提供・移転(別紙2)			事後	組織改正のため
令和2年12月15日	(別添1)ファイル記録項目			事後	税制改正に伴う記録項目の増加の為

